

平成26年9月8日(月) 国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

記者発表資料

いち かわ おお はし

交通事故により国道357号市川大橋(千葉方向)が 通行止めとなっています【第1報】

国道357号市川大橋上にて、車両炎上事故が発生したため、 以下の区間において通行止めを実施し、事故処理作業を行ってい ます。

【诵行止め区間】

国道357号上り(山側、千葉方向)市川大橋

- ※国道357号上り線の通行ができないため、千鳥町交差点にて7:00より通行止めとなっています。
- ※現在、警察による事故検証中(死亡事故)です。
- ※事故検証の終了見込みは、16:00頃予定しています。
- ※その後、道路の安全が確認され次第、規制解除の予定です。
- ※規制解除の時間については、追ってお知らせいたします。

通行規制へのご理解・ご協力をお願いいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、 千葉県政記者会、千葉市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 電話 043-287-0311(代表)

う と ゆうじ たけうち たつのり 副所長 宇都 優二 交通対策課長 竹内 辰典

